

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、平成22年度の「気象行政評価・監視」に基づく勧告による措置状況を踏まえ、気象庁における気象予測の精度向上、防災情報に関する国民の理解力の向上等を図る観点から、気象庁における気象予測の精度向上のための取組、防災情報等の理解促進のための取組及び業務信頼性向上のための取組について、その現状を把握し、課題の指摘を行おうとするものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

国土交通省（気象庁）

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（16）、市町村（34）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施時期

平成 25 年 8 月～27 年 2 月